

(一社) 小千谷青年会議所庶務規定

第1章 目的

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため事務局、会計経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定するものである。

第2章 事務局

第2条 事務局は、定款第 56 条に定める事項により設置され、事務局長は理事長、専務理事の命により事務局の統轄、管理にあたる。

2 事務局長は正会員の中から選ばれ、必ず設けなければならない。

第3条 事務局の事務分掌は次の通りとする。

- (1) 財務の管理
- (2) 公式文書の整理保存
- (3) 会費の徴収
- (4) 会員名簿の完備
- (5) 物品、備品の保管、管理に関すること
- (6) 各種会合への参加奨励

2 財政局を別に設置する場合には、前項(1)(3)は財政局の分掌とする。

第4条 事務局は、事業年度毎に次の分類に従い文書等を整理、保存しなければならない。

- (1) 本会議所の定款並びに諸規定 永久保存
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類 10年間保存
- (3) 理事及び監事の名簿 10年間保存
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類 永久保存
- (5) 総会及び理事会の議事録 5年間保存
- (6) 財産目録 永久保存
- (7) 役員の報酬規程 永久保存
- (8) 事業計画書及び収支予算書 10年間保存
- (9) 事業報告書 永久保存
- (10) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書 10年保存
- (11) 監査報告書 10年保存
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 10年保存

- (13) 本会議所内部の文書、日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書 1年間保存
- (14) それ以外の公文書 1年保存

第5条 事務局長は、備品台帳を整備し出入を記載、備品を完全に管理しなければならない。

第3章 会計経理

第6条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとし、法令で定められた会計基準に準拠した運営を行う。

- (1) 帳簿（総勘定元帳・現預金出納帳・会費徴収簿）
- (2) 決算書類及び諸表
（貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監査報告書・財産目録等）
- (3) 伝票（入金伝票・出金伝票・振替伝票）

第7条 金銭の出納は第3条で規定された者が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。

- (1) 収入については発行した領収書控
- (2) 支出については受領した領収書
- (3) 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払証明書

第8条 出納はつとめて銀行の普通及び当座預金によって処理しなければならない。

第9条 予算の執行は理事長の専決事項とし、専務理事は、予算の執行にあたり、全般を管理する直接的責任を理事長に対して負うものとする。

2 委員長は予算の編成とその執行に関し適時適切な資料を作成し理事長に意見具申するとともに、所管事項に関する予算の執行について管理監督責任を理事長に対して負うものとする。

3 理事長は、予算の執行事項を副理事長及び専務理事に委任することができる。

4 委員長は執行にあたって計画を綿密にたて冗費をはぶき効果的に運用することに努め、単位事業が完了した時は速やかに計算書及び関係書類を揃え、担当副理事長を経て、理事長に提出しなければならない。

第10条 事務局長は決算にあたって前払費用未収金、未収金等を整理し、仮払勘定は原則として各々担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し、銀行預金残高証明等証拠書類を整えなければならない。

第11条 会計諸帳簿は次の区分に従い、保存するものとする。

- (1) 決算書類 永久保存
- (2) その他の会計書類 7年間保存

第4章 慶弔

第12条 正会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- (1) 正会員の結婚
- (2) 正会員の死亡
- (3) 正会員の長期に亘る傷病 (30 日以上の入院)
- (4) 正会員及び配偶者の出産 (第 1 子のみ)
- (5) 正会員の配偶者の死亡
- (6) 正会員の家族の死亡 (1 親等)
- (7) その他理事長が必要と認めた時は、正副理事長会議で協議決定し、これを理事会に報告する。

第 5 章 旅費・交通費

第 13 条 正会員の会務による出張、出向等の旅費、交通費については理事会で審議し、必要と認めるものは支給することができる。

第 6 章 雑 則

第 14 条 会員は下記事項につき変更を生じた場合には速やかに事務局宛書面による変更届を提出しなければならない。

- (1) 職 業
- (2) 勤務先
- (3) 役 職
- (4) 勤務先住所
- (5) 商 号
- (6) 自宅住所
- (7) 家族構成
- (8) 電話番号

細 則

第 15 条 本規定の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

附 則

本規定は、本会議所の設立許可の日から施行する。

昭和 59 年 6 月 8 日施行

平成 25 年 12 月 20 日改定